

令和 6 年 11 月 5 日

香芝市長 三橋 和史様

香芝市議会議長 川 田 裕

【質問者： 眞鍋 亜樹】

質問状

香芝市議会基本条例第 16 条第 1 項の規定に基づき次のとおり質問するので、同条第 2 項により速やかに回答して下さい。

産後ケア事業に関する、以下の項目については、それぞれどのような状況ですか。

1 利用状況について

- (1) 産後ケア事業の相談件数（令和 4 年度から令和 6 年度分）
- (2) 産後ケア事業の利用状況（月毎、月齢、個人の利用回数、令和 4 年度から令和 6 年度分）
- (3) 産後ケア事業の相談から、他事業への紹介した内訳、理由、他事業の割合（令和 4 年度から令和 6 年度分）

2 事業費について

- (1) 産後ケア事業費の予算にかかる積算根拠（令和 4 年度から令和 6 年度分）
- (2) 産後ケア事業の委託費の委託内容内訳（令和 4 年度から令和 6 年度分）
- (3) 産後ケア事業にかかる国の補助メニューについて、①利用しているもの、②利用を検討中のもの、③利用を考えていないもの（令和 6 年度）

3 要綱改訂について

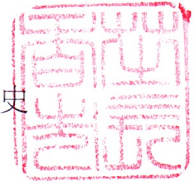
令和 6 年 4 月施行の産後ケア事業の要綱の改正に向けての協議の経緯

香保セ第843号

令和6年11月29日

香芝市議会議長 川田 裕 殿

香芝市長 三橋 和史



文書質問に対する回答書の送付について

令和6年11月5日付け眞鍋亜樹議員の文書質問に対し、別紙回答書を送付する。

眞鍋亜樹議員提出の文書質問に対する回答書

1(1)について

産後ケア事業の相談件数は、令和4年度は63件、令和5年度は251件、令和6年度（10月末日時点）は73件である。

1(2)について

令和4年度から令和6年度（10月末日時点）までの産後ケア事業の利用状況は、それぞれ下表のとおりである。

・月齢ごとの毎月の利用回数

R4	月齢	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
利用 件 数	0か月	0	0	0	0	0	2	1	2	0	0	0	2	7
	1か月	0	0	0	0	1	2	2	3	4	3	1	1	17
	2か月	0	0	0	0	0	1	1	1	1	3	2	1	10
	3か月	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2	3	3	11
	4か月	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2
	5か月	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	4
	6か月	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2
	7か月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	8か月	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	2
	9か月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	10か月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	11か月	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	1	4
	合計	0	1	0	0	1	7	6	8	9	9	9	11	61

R5	月齢	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
利用 件 数	0か月	0	4	4	6	0	1	2	3	0	0	1	0	21
	1か月	1	1	6	2	3	1	2	1	2	1	0	1	21
	2か月	0	2	2	1	1	5	4	2	2	2	1	3	25
	3か月	0	5	3	5	1	2	3	2	0	0	1	0	22
	4か月	3	1	0	2	4	6	0	1	1	3	0	3	24
	5か月	0	1	3	2	1	3	2	2	1	1	2	2	20
	6か月	0	0	1	0	1	2	4	1	2	0	1	2	14
	7か月	0	0	2	3	2	1	2	0	0	1	1	0	12
	8か月	0	1	2	6	3	1	4	0	0	1	0	1	19
	9か月	1	0	2	3	2	3	0	0	0	0	1	0	12
	10か月	0	0	0	4	3	1	0	0	0	1	0	1	10
	11か月	0	0	2	3	2	5	1	1	1	2	0	0	17
	合計	5	15	27	37	23	31	24	13	9	12	8	13	217

R6	月齢	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計
利用 件 数	0か月	1	0	3	0	0	0	0	4
	1か月	2	2	1	5	2	3	1	16
	2か月	1	1	3	1	3	0	1	10
	3か月	0	0	1	1	0	2	2	6
	4か月	1	0	0	0	1	1	2	5
	5か月	0	0	0	0	1	1	1	3
	6か月	0	0	0	2	0	1	0	3
	7か月	0	0	1	3	0	0	0	4
	8か月	0	0	0	0	1	0	1	2
	9か月	1	0	1	1	0	1	1	5
	10か月	0	1	0	1	0	0	0	2
	11か月	1	0	1	0	1	2	0	5
	合計	7	4	11	14	9	11	9	65

・利用日数別の利用者数

R4											
利用日数	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	計
利用実人数	9	9	1	4	2	0	2	1	1	0	29

R5											
利用日数	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	計
利用実人数	31	32	16	5	8	5	1	3	0	1	102

R6						
利用日数	1日	2日	3日	4日	5日	計
利用実人数	27	9	7	2	1	46

1(3)について

産後ケア事業の相談を受けた後、他の事業を紹介した事例は、令和4年度には該当がなく、令和5年度と令和6年度（10月末日時点）における件数はそれぞれ22件と2件で、その内訳は下表のとおりである。

他の事業を紹介した理由としては、本市が保健指導として実施した面談を通じ、産後ケア事業よりも他の事業の方が適切な対応ができると判断したためである。

なお、他の事業で対応した件数の割合としては、令和5年度において7.2%、令和6年度（10月末日時点）において2.7%である。

R5	※複数対応あり。	
電話支援や他の事業で対応（18人）の内訳		
乳幼児相談で対応		7
訪問で対応		2
電話支援で対応		5
10か月児相談で対応		2
一時保育利用を勧奨		6

R6		
電話支援や他の事業で対応（2人）の内訳		
乳幼児相談で対応		1
10か月児相談で対応		1

2(1)について

令和4年度から令和6年度（10月末日時点）までにおける産後ケア事業の事業費に係る予算の積算根拠は、以下のとおりである。

令和4年度 委託料合計：2,550,000 円

ダイケア @30,000×35 日＝1,050,000 円

ショートステイ @60,000×25 泊＝1,500,000 円

令和5年度 委託料合計：8,390,000 円

当初予算 ダイケア @30,000×35 日＝1,050,000 円

ショートステイ @60,000×25 泊＝1,500,000 円

補正予算 ダイケア @25,000×116 日＝2,900,000 円

ショートステイ @60,000×49 泊＝2,940,000 円

令和6年度 委託料合計：7,976,000 円

デイケア @18,450×220 日＝4,059,000 円

ショートステイ @45,900×80 泊＝3,672,000 円

非課税世帯分 デイケア @1,700×4 日＝6,800 円

ショートステイ @4,250×2 泊＝8,500 円

多胎加算分 デイケア @7,650×10 日＝76,500 円

ショートステイ @15,300×10 泊＝153,000 円

2(2)について

産後ケア事業として委託する事業の主な内容は、以下のとおりである。

なお、令和6年度においては、委託する事業の内容から産婦への食事の提供を除外している。

- ・助産師等の専門職による産婦の心身のケア、保健指導のほか、授乳に向けた指導及び助言、また育児指導や相談等の実施
- ・産婦への食事の提供
- ・事業利用に係る自己負担額の徴収、領収書の発行及び事業実施報告書の作成
- ・事業の利用希望者からの問合せへの対応

2(3)について

産後ケア事業に係る国庫補助事業としては、デイケア、ショートステイ、住民税非課税世帯等に対する利用料減免加算に関する事業を活用している。一方で、アウトリーチ、住民税非課税世帯等以外の世帯に対する利用料減免加算に関する事業については活用しておらず、現在のところ活用を検討している事業はない。

3について

令和6年4月に実施した産後ケア事業の要綱の改正に当たっては、令和5年10月に実施された監査委員による定期監査において「産後ケア事業については、簡易な見積書のとおり漫然と契約するのではなく、費用対効果の検証も含め、委託金額の適性及び委託内容の必要性の確認など、今後の事業展開においては十分な検討のもとに執り行われたい。また、受益者負担の公平性の観点から、負担金額の適切性の検証も行われたい。」との指摘があり、また、令和5年9月香芝市議会定例会において一部議員から「受益者負担割合の公平性の改善が必要ではないか。」という指摘があり、それらの内容を踏まえて、産後ケア事業の在り方に検討を加えた。